

一般財団法人石油開発情報センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本財団は、一般財団法人石油開発情報センター（INFORMATION CENTER FOR PETROLEUM EXPLORATION AND PRODUCTION, 略称「ICEP（アイセップ）」）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、石油及び可燃性天然ガス(オイルサンド及びオイルシェールを含む。以下「石油等」という。)の探鉱・開発に関する情報の収集、分析、提供、調査、研究及び産油国への支援等を行うことにより、我が国の石油等の探鉱・開発事業の戦略的かつ効率的な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 石油等の探鉱・開発に関する情報の収集、分析及び提供

(2) 石油等の探鉱・開発に関する調査及び研究

(3) 石油等の探鉱・開発に関するシンポジウム及び研究会の開催

(4) 石油等の探鉱・開発に関する内外関係機関等との交流

(5) 前各号に掲げるもののほか、石油等の探鉱・開発に関する石油開発企業の支援等
本財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 本財団の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、本財団の目的である事業を行うために不可欠なものとして、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 基本財産として寄附された財産

(2) 評議員会の決議により基本財産に繰り入れられた財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の管理・処分)

第6条 基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 基本財産の一部を処分し、担保に供し、又は除外しようとするときは、第25条第2項の規定による評議員会の承認を受けなければならない。

(資産の管理)

第7条 本財団の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。ただし、その用途又は管理の方法を指定して寄附された財産については、その指定に従わなければならない。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国公債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本財団の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更するときも、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
- 3 第1項の書類は、電磁的な記録をもって作成することができる。

(事業報告及び決算)

第11条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上、理事会の承認を経て、第1号及び第2号の書類についてはその内容を定時評議員会に報告し、第3号から第5号の書類については定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。
- 3 第1項の書類は、電磁的な記録をもって作成することができる。

(収支差額の処分)

第12条 本財団の収支決算に差額が生じた場合は、評議員会の決議を得て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は翌事業年度に繰り越すこととし、配分を行わな

いものとする。

(借入金)

第13条 本財団は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、理事会及び評議員会の承認を得るものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第14条 本財団に、評議員5名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

国の機関

地方公共団体

独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

地方独立行政法人第2条第1項に規定する地方独立行政法人
特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は
認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の職務及び権限）

第16条 評議員は、第20条に規定する事項の決議に参画するほか、その他法令に定める権限を行使する。

（任期）

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任する評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第18条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

（構成）

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1）定款の変更
- （2）理事及び監事の選任及び解任
- （3）貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- （4）第12条の規定による収支差額の処分
- （5）基本財産の処分又は除外、又は担保の供与の承認
- （6）残余財産の処分
- （7）第13条の規定による借入金の承認
- （8）役員の報酬等の額
- （9）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、会長は、遅滞なく、評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第23条 会長は、評議員会の日日の5日前までに、評議員に対して、評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により選出する。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議に利害関係を有する評議員を除く3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の処分、除外又は担保への供与、及び借入の承認
- (3) 監事の解任
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第26条 会長が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について特別の利害関係を有する評議員を除く。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとする。

(報告の省略)

第27条 会長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告を要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された議事録署名人2名以上が前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第29条 本財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 7人以上

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を会長及び1人を理事長とする。

3 会長及び理事長以外の理事のうち、必要に応じ、1人を専務理事とすることができる。

4 第2項の会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の代表理事とし、専務理事をもって一般法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務の執行を総理する。
- 3 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務の執行を掌理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐し、その職務を執行する。
- 5 会長、理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、理事の職務を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、前項に基づき作成した監査報告を、当該事業年度終了後3か月以内に、理事に通知する。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、又は本財団の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 6 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 7 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- 8 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する。
- 9 監事は、理事が本財団の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又は、これら行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本財団に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- 10 その他法令及びこの定款で定めるところにより、監事の職務を執行する。

(役員任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の任期の満了の時までとする。

補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。

4 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第34条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第35条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において別に定める報酬額等の支給の規程に従って報酬等として支給することができる。

(競業及び利益相反の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引

(3) 本財団がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の責任の一部免除)

第37条 本財団は、一般法人法第198条において読替えて準用する同法第111条第1項の役員の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 理事は、前項に関する議案(理事の責任の免除に限る)を理事会に提出するときは、監事全員の同意を得なければならない。

(兼職の禁止)

第38条 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

第7章 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 会長、理事長及び専務理事の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本財団の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第37条第1項の責任の一部免除

(開催)

第41条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

2 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第32条第5項の規定により、監事から会長に対し、招集の請求があったとき
- (5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第42条 理事会は、法令及び定款に別段の定めのある場合を除き、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長が理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項第2号又は第4号の規定による請求があったときは、遅滞なく、臨時理事会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 4 3 条 理事会を招集する者は、理事会の日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時及び場所並びに会議の目的である事項を示した書面をもって、通知をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 4 4 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第 4 1 条第 3 項第 3 号又は第 5 号の規定により臨時理事会を開催したときは、出席した理事の互選で議長を定める。

(決議)

第 4 5 条 理事会の決議は、この定款で定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 4 6 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 4 7 条 役員が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 3 1 条第 5 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 4 8 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

3 議事録は、電磁的な記録をもって作成することができる。

第 8 章 賛助会員

(賛助会員)

第 4 9 条 本財団の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者を賛助会員とする。

2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、本財団の事業活動に参加することができる。

- 3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関する必要な事項は、理事会の承認を受けて、会長が別に定める。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

(合併等)

第51条 本財団は、評議員会の決議によって、一般法人法上の他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部又は一部の廃止をすることができる。

- 2 前項の決議は、決議についての特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(解散)

第52条 本財団は、基本財産の滅失によるこの法人目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第53条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 本財団の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告がすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(顧問)

第55条 本財団に、事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じ、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本財団に功労のあった者のうちから、理事会の承認を受けて、会長が委嘱する。

- 3 顧問は、本財団の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は2年とする。
- 5 顧問に関する必要な事項は、理事会の承認を受けて、会長が別に定める。

(委員会)

- 第56条 本財団は、事業の運営の円滑な遂行を図るため、必要に応じ、委員会を設けることができる。
- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
 - 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

(事務局)

- 第57条 本財団に、事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
 - 4 職員は、理事長が任免する。

(備付け書類及び帳簿)

第58条 本財団は、その主たる事務所に、法令及びこの定款で定めるところにより、次に掲げる帳簿及び書類を備え置き、保存しなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 評議員、理事及び監事の名簿
 - (3) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 - (4) 役員の報酬規程
 - (5) 事業計画及び収支予算書
 - (6) 事業報告書及び計算書類等
 - (7) 監査報告書
 - (8) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前号各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めるところによる。
 - 3 第1項各号の帳簿及び書類は、電磁的な記録をもって作成することができる。

(実施細則)

第59条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

附 則 (平成23年4月1日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第

- 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 9 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 本財団の最初の代表理事は、寒河井 正と島村 常男とする。
- 4 本財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
 - 倉澤 由和
 - 小林 洋一
 - 関川 宏一
 - 玉井 裕人
 - 松下 英夫
 - 三家 茂
 - 森田 憲司
 - 横手 芳人